

答 申 書
(答申第89号)
平成21年6月4日

1 審査会の結論

別紙1に掲げる開示請求に対し、供述調書を不存在としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、別紙1に掲げるとおりである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、実施機関が担当者関係に対して事実を確認した際の供述調書は作成していないことを理由として、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき公文書不存在通知(以下「本件処分」という。)を行った。

なお、本件諮問事案に係る4件の異議申立ては、同一人からの開示請求であって、「2(抜粋)本件見積書は、事務担当者が単独で取得した文書で専ら自己の職務の遂行の便宜のために利用し、個人的な検討段階にとどまるものである」との判断(以下「本件判断」という。)に至った、実施機関が担当者関係に対して事実を確認した際の供述調書に係るものであることから、当審査会は、併合して審議することとした。

異議申立人は、本件処分を取り消し、開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

異議申立人に対して行った平成20年10月2日付け健康第1871号、健康第1872号、健康第1873号及び健康第1874号決定書において、「1 北海道立衛生研究所において執行した重油地下タンクの清掃及び点検業務については、平成18年9月21日に地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号及び財務規則(北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)をいう。以下同じ。)第162条の2第6号の規定に基づき随意契約で行うこと、財務規則第165条第1項の規定に基づき見積書を徴取する業者を3者とする、選定した業者に見積書を提出するよう通知を行うこと等を決定したものである。その結果、見積書を受理したのは3業者分であり、平成18年9月28日に受理した見積書の最低見積額の相手方と契約を締結することを決定したものである。2 本件見積書については、平成19年9月19日付け健康第2140号の決定書で判断したとおり、知事が見積書を徴取することを決定した平成18年9月21日以前に提出されたものであり、本件業務の契約を締結するための見積書とは認められない。また、本件見積書は、事務担当者が単独で取得した文書で専ら自己の職務の遂行の便宜のために利用し、個人的な検討段階にとどまるものであることから、平成20年5月8日付け健康第407号及び同年7月7日付け健康第1015号の決定書で判断したとおり、条例上の公文書の定義で要件とされる『当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの』ではないものであり、したがって、条例上の公文書には該当しない。」と判断している。

このことから、異議申立人が主張している実施機関が本件判断に至った根拠となるのは、重油地下タンクの清掃及び点検について（平成18年9月21日及び平成18年9月28日決定）の写し（以下「本件決定書」という。）のほか、北海道における情報公開の公文書の定義を定めた条例等であり、異議申立人が提出した見積書の取扱いについて事務担当者等に確認しているが、供述調書は作成していないものである。

イ 当審査会において、実施機関が本件判断の根拠とする本件決定書を見分したところ、本件決定書は、重油地下タンクの清掃及び点検業務の契約に関し、北海道財務規則に基づいた契約方法、見積書徴取業者、選定した業者への通知、最低見積額の相手方との契約締結等を決定しているものであると認められた。

また、異議申立人は、本件判断の根拠として、供述調書が存在しなければならぬ旨主張するが、実施機関に供述調書を作成する義務があるとまでは言えないことから、当審査会としては、本件判断に至った根拠となるのは、本件決定書のほか、北海道における情報公開の公文書の定義を定めた条例等であり、異議申立人が提出した見積書の取扱いについて事務担当者等に確認しているが、供述調書は作成していないとの実施機関の主張に、特段、不自然、不合理な点があるとは認められない。

したがって、実施機関が本件開示請求に対し、本件処分を行ったことは妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成21年 3 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号100、103、106） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成21年 3 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規諮問事案の報告（諮問番号100、103、106） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号109） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成21年 3 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規諮問事案の報告（諮問番号109） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成21年 4 月 13 日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 審議
平成21年 5 月 14 日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審議
平成21年 6 月 2 日 （第39回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案審議
平成21年 6 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申

別紙 1

本件諮問事案に係る開示請求の内容

① 諮問番号100

北海道知事が「健康第1874号」、「平成20年10月2日」付けで異議申立人に対して行った「決定書」の中で、「決定の理由」（2枚目）として、「2（抜粋）本件見積書は、事務担当者が単独で取得した文書で専ら自己の職務の遂行の便宜のために利用し、個人的な検討段階にとどまるものである」（上から3～4行目）と判断に至った、知事が担当者関係に対して、事実を確認した際の供述調書

② 諮問番号103

北海道知事が「健康第1871号」、「平成20年10月2日」付けで異議申立人に対して行った「決定書」の中で、「決定の理由」として、「本件処分の妥当性について」の「2（抜粋）本件見積書は、事務担当者が単独で取得した文書で専ら自己の職務の遂行の便宜のために利用し、個人的な検討段階にとどまるものである」（2枚目）と判断に至った、知事が担当者関係に対して、事実を確認した際の供述調書

③ 諮問番号106

北海道知事が「健康第1873号」、「平成20年10月2日」付けで異議申立人に対して行った「決定書」の中で、「決定の理由」として、「2（抜粋）本件見積書は、事務担当者が単独で取得した文書で専ら自己の職務の遂行の便宜のために利用し、個人的な検討段階にとどまるものである」（2枚目、上から3～4行目）と判断に至った、知事が担当者関係に対して、事実を確認した際の供述調書

④ 諮問番号109

北海道知事が「健康第1872号」、「平成20年10月2日」付けで異議申立人に対して行った「決定書」の中で、「決定の理由」として、「2（抜粋）本件見積書は、事務担当者が単独で取得した文書で専ら自己の職務の遂行の便宜のために利用し、個人的な検討段階にとどまるものである」（2枚目の10～11行目）と判断に至った、知事が担当者関係に対して、事実を確認した際の供述調書